

路線価が4年連続で上昇！

国税庁から、相続税や贈与税の算定基準となる2025年分の路線価(1月1日時点)が公表されました。全国約311万5千地点の標準宅地の平均は前年比で2.7%上昇しており、現在の算出方法となった2010年以降で最大の上昇率となっています。この路線価の上昇は、2022年以降4年連続となっており、かつ、2年連続で、過去最大値を更新しています。

各地でインバウンド(訪日外国人)客が活況だったほか、都心における物件価格高騰や、大都市圏近郊も含めた再開発の活発化で、上昇地点が全国に広がったことが要因です。

標準宅地の変動率を都道府県別で見ると、35都道府県で上昇し、昨年より6県も増えています。また、逆に下落は、4県減って12県となっています。

都心ではオフィスやマンションの需要が底堅く、地価上昇につながっており、特に標準宅地の上昇率が最も大きかったのは、東京都の前年比8.1%プラスで前年を2.8ポイント上回っています。また、下落率が最も大きかったのは、奈良県の同マイナス1.0%でした。

全国の税務署ごとの変動をみると、各税務署の最高路線価地点のうち、上昇率がトップだったのは、32.4%プラスの長野県白馬村です。そのほか上位には、北海道富良野市(30.2%プラス)や東京都の浅草(29.0%プラス)、岐阜県高山市(28.3%プラス)など、国内有数のリゾート地や観光地が並んでいます。

また、2025年の路線価は、能登半島地震の影響が初めて反映されており、火災で大きな被害を受けた石川県輪島市の「朝市通り」は、16.7%下がり、税務署ごとの最高路線価地点で全国最大の下落率となっています。

愛知県の路線価は平均2.8%上昇

愛知の平均価格の上昇は、4年連続。県内に20ある税務署の各管内で最も高い地点の路線価(最高路線価)は、17地点で上がり、全体としては上昇基調が続いています。残りの3地点は、横ばいとなっており、下落地点はありませんでした。

上昇率でみると、前年比で平均2.8%上がっていますが、前年(3.2%)を下回っています。これは、名古屋市中心部において、建設コスト高を背景に不動産取引が前年よりも鈍ったことがあるようです。県内最高額の名古屋駅前付近は、前年から横ばい(1,288万円/㎡)で、周辺では大規模な再開発が続くものの、需要には減速感が出ているからです。

こうした状況下で、上昇のけん引役はマンション建設が活発な周辺部の好立地に移っています。

値上がりが顕著なのは、通勤に便利な周辺部の駅近エリアです。地下鉄今池駅付近(名古屋市千種区)では、14.3%も上昇しています。これは、駅直結の高層マンション「ザ・ファインタワー名古屋今池」が建設中であり、隣の池下駅でも2025年12月から、タワーマンション「The池下ガーデンタワー」の入居が始まる予定であることが要因と考えられます。また、他にも名古屋市内では、再開発が予定されている金山駅周辺も、7.8%上昇しています。

また、名古屋のベッドタウンである一宮市の上昇率は、9.1%と前年(7.8%)より拡大し、刈谷市でも9.3%上昇して平均以上の上昇率となっています。

CONTENTS

路線価が4年連続で上昇！……	P.1
愛知県の路線価は	P.1
平均2.8%上昇……	
国税による預貯金等情報の	P.2
オンライン照会が急増……	
自筆証書遺言書保管制度と	P.3
保管件数の推移……	
仮想通貨(暗号資産)と	P.3
相続税について……	P.3
賞金のデジタル払い……	
キャリアアップ助成金に	P.4
新コース登場……	
7月度の税務スケジュール……	P.5
今月の名言録……	P.5
無料相談会実施中……	P.6
	P.6

最新情報は
ASAKのX(旧ツイッター)も
ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！



国税による預貯金等情報のオンライン照会が急増



国税庁が実施する税務調査及び滞納整理において、銀行など金融機関への口座保有者の預貯金等情報の照会業務が、2021年10月からオンラインで行われています。従来の書面の照会では、数週間かかるところ、オンライン照会により数日で預貯金等情報を取得できるようになっており、税務調査等の効率化に大きく寄与しているようです。

このオンライン照会は、すべての金融機関に対応しているわけではありませんが、2021年の開始以後、対応する金融機関は大幅に増えてきています。一部の生命保険会社や証券会社の口座についても、オンライン照会の対応が始まっているとのことで、開始から4年足らずで税務調査等には欠かせないツールとなっているようです。

◆ 国内金融機関の7割以上でオンライン照会に対応

オンライン照会の対応機関の推移

税務調査等の対象者における金融機関の預貯金等情報(口座の有無や入出金記録等)の照会に当たり、オンラインで照会に対応する金融機関は2024年度末で431行となり、国内にある金融機関の7割以上が対応しています。2021年度末では37行しか対応されていませんでしたが、わずか3年間で400行近く増えています。

	対応金融機関数
2021年度末	37行
2022年度末	61行
2023年度末	211行
2024年度末	431行
2025年度末(目標値)	450行

なお、国税庁はオンライン照会に対応する金融機関を2025年度末で、450行に増やすことを目標としているとのことです。

なお、これらの数字には、国内のメガバンクをはじめ、地銀、信用金庫、インターネット銀行などが含まれています。

◆ 生命保険会社や証券会社にも拡充

2022年度からは、金融機関のほか、生命保険会社の保険契約の情報に関しても、オンライン照会の対応を始めています。2024年度末には、6社の生命保険会社で対応が完了しています。また、2024年度からは、証券会社の証券口座の情報についても、オンライン照会に対応し始めており、2024年度末には、2社の証券会社で対応しているとのことです。

◆ 照会件数も激増

オンライン照会件数の推移

生命保険会社や証券会社を含めた金融機関等へのオンライン照会の件数については、オンライン照会が始まった2021年度は、28万件でしたが、2024年度には835万件となり、大幅に増加しています。

	件数
2021年度	28万件
2022年度	263万件
2023年度	588万件
2024年度	835万件

また、今後はクレジットカード会社や資金決済事業者(PayPay等)などにも対応を拡充する方針です。

オンライン照会は、デジタル庁を中心に関係省庁が連携し、政府全体として、その活用が推進されています。その動きの中で、国税庁は関係省庁と協力して、オンライン照会の対象となる入出金記録の期間の延長や、オンライン照会に対応する金融機関等の数を増やしていきたい考えのようです。

こうした情報については、適正に利用されていれば問題はないのですが、情報漏洩リスクや目的外での利用など、私たち自身も、個人レベルでの防衛意識も不可欠であり、今後は今まで以上に、金融機関や資金決済事業者によるサービスの利用にも気を配る必要があるのかもしれない。

自筆証書遺言書保管制度と保管件数の推移

◆ 自筆証書遺言書保管制度とは

この自筆証書遺言書保管制度は、2020年7月から始まった制度で、自筆証書遺言書の保管を法務局へ申請できる制度です。この制度を利用することで、自筆証書遺言書を自宅で保管しているときに起こるかもしれない、紛失や改ざん、隠ぺいのリスクをなくすることができます。同時に、民法の定める自筆証書遺言の形式に適合するかについて、遺言書保管官の外形的なチェックが受けられます。また、遺言者の死亡後に相続人が自筆証書遺言を発見すると、家庭裁判所で検認の手続きをしなければなりませんがこの保管制度を利用すると、検認の手続きが不要となります。



なお、保管期間は、原本:遺言者死亡後50年間、画像データ:同150年間と長期間になっています

◆ 保管申請件数の推移

この保管制度の利用状況について、法務省がまとめている資料より、制度開始（2020年7月）から2024年までの自筆証書遺言書の保管申請件数をまとめると、右グラフのとおりです。

2024年の年間保管申請件数は、23,419件で、制度開始後初めて2万件を超えています。これは2年連続の増加です。

また、1ヶ月平均の保管申請件数は、1,952件で、2020年の2,105件には及ばないものの、こちらも2年連続の増加となっています。

ちなみに、日本公証人連合会によると

公正証書遺言の作成件数は、2023年時点で118,981件となっており、保管申請された自筆証書遺言書より、かなり多いことがわかります。

保管制度が始まってまだ5年なので、今後、制度の認知がさらに進めば、利用が増えていくかもしれません。

自筆証書遺言書の年間保管件数と月平均の推移



仮想通貨（暗号資産）と相続税について

相続税法では、個人が、「金銭に見積もることができる経済的価値のある財産」を相続により取得した場合には、相続税の課税対象となることとされています。

他方、暗号資産については、決済法上、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と規定されており、「金銭に見積もることができる経済的価値のある財産」と考えることができます。

そのため、被相続人等から暗号資産を相続により取得した場合には、相続税が課税されることになります。



◆ 相続により取得した暗号資産の評価方法

暗号資産を相続により取得した場合の評価は、一般的に評価方法が定められている「評価通達」に明示されていないことから、評価通達に定める評価方法に準じて次の区分に応じて評価することとなります。

【1】活発な市場が存在する場合

活発な市場が存在するという事は、一定の相場が成立し、客観的な交換価値が明らかになっているものと解されます。そのため、外国通貨に準じて、相続人等の納税義務者が取引を行っている暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格によって評価します。

具体的には、暗号資産交換業者から提供を受けた残高証明書に記載された取引価格によって評価します。その他、以下による評価でも差し支えないとされています。

暗号資産交換業者（暗号資産販売所）において、購入価格と売却価格がそれぞれ公表されている場合には、納税義務者が暗号資産を暗号資産交換業者に売却する価格（売却価格）

納税義務者が複数の暗号資産交換業者で取引を行っている場合には、納税義務者の選択した暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格

⑨「活発な市場が存在する」場合とは、暗号資産取引所又は暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われており、継続的に価格情報が提供されている場合をいいます。

【2】活発な市場が存在しない場合

活発な市場が存在しないということは、上記とは逆に、客観的な交換価値を示す一定の相場が成立していないと解されます。そのため、その暗号資産の内容や性質、取引実態等を勘案し個別に評価することとなります。

具体的には、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価することとなります。

暗号資産については、その取得時期によってはかなり価値が上がっているものがあります。現状、個人が暗号資産を

売却したときには、所得税は総合課税（雑所得又は事業所得）となるため、株式の売却などの他の金融資産と比べて税負担が重いと考えられています。

暗号資産については、ご存命のうちに売却して他に投資されるか、相続によるかは、他の財産債務や、将来の相続人等の状況により変わってきますので注意が必要です。

◆ ポイントサービスは相続財産？

量販店やサービス事業者が発行するものとしてポイントサービスがあります。これらは、商品の購入やサービスの利用に応じて発行される特典が多いと思いますが、利用規約により、利用資格は本人に限定されているものがほとんどです。したがって、「一身専属的な権利」とみなされ、本人以外に譲渡・相続できないと解釈されるため、多くのポイントが残っていても、家族が代わりに使ったり相続したりすることはできないことになります。

ただし、例外もあります。たとえば、全日本空輸（ANA）のマイレージサービスでは、一定の条件を満たせば相続人へのマイル移行を受け付けています。被相続人の死亡から180日以内に必要な書類を提出し、相続人が所定の手続きを行うことで引き継ぎますので、相続財産として認識する必要があります。

このようにサービスによって対応が異なるため、利用規約や案内をよく確認すること重要です。

賃金のデジタル払い

◆ 賃金のデジタル払いとは

会社が従業員に支払う給与は「通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と労働基準法で規定されています。その例外として、従業員から個別に同意を得て、従業員が指定する本人名義の預貯金口座や証券総合口座に振り込むことが認められています。

2023年4月より、これに加えて、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られることも踏まえ、使用者が労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）が可能となりました。



◆ 指定資金移動業者

2025年4月4日時点で、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者は、PayPay株式会社（PayPay給与受取）、株式会社リクルートMUFGビジネス（COIN+（スタンダード））、auペイメント株式会社（au PAY 給与受取）、楽天Edy株式会社（楽天ペイ給与受取）の4社です。

◆ 必要手続き

賃金のデジタル払いを行うためには、以下の6つの手続きがあります。

1. 指定資金移動業者の確認
2. 導入する指定資金移動業者のサービスの検討
3. 労使協定の締結等
4. 従業員への説明
5. 従業員の個別の同意取得
6. 賃金支払いの事務処理の確認・実施

上記「4」と「5」については、賃金のデジタル払いを希望する従業員に対して、賃金のデジタル払いに関する必要事項を説明した上で、個別に同意を取ります。説明の際には、賃金の支払い方法に関する他の選択肢（現金、預貯金口座への振り込み、または証券総合口座への払い込み）もあわせて提示することになっています。

従業員の同意取得については、同意を得る際に、賃金のデジタル払いを行う口座に、賃金を振り込むために必要な情報受け取り希望額、指定代替口座等の情報も取得することになっています。

なお、厚生労働省は、専用ページをリニューアルし、使用者、労働者、資金移動業者、それぞれに向けた情報を発信しています。賃金のデジタル払いを検討される際は、下記のページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03_00028.html

キャリアアップ助成金に新コース登場

社会保険の「年収の壁」対策として、7月1日より、キャリアアップ助成金に「短時間労働者労働時間延長支援コース」が設けられました。

従来のコースは「年収106万円の壁」への対応が対象ですが、新コースは「年収130万円の壁」にも対応しています。どちらも、雇用する短時間労働者や有期雇用労働者が「年収の壁」を超え、新たに社会保険の被保険者となることを支援するものです。労働時間の延長または労働時間の延長と賃金の増加の組み合わせによって、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、助成金が支給されます。

新コースの助成額は下表のとおりです。「年収130万円の壁」は「年収106万円の壁」に比べ、壁を超えたときの社会保険料負担が大きくなります。そのため助成額も、従来のコースを上回る額が設定されました。人数に上限はありません。

従来のコースは2026年3月31日までの暫定措置です。新コースも、当分の間の暫定措置とされていますが、具体的な終期は決まられていません。最新情報を確認して、活用もれがないようにしましょう。

【1年目】

要件		1人当たり助成額		
所定労働時間の延長	賃金の増加	小規模企業事業主	中小企業事業主	大企業事業主
5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

※複数年かけて上記要件を満たす場合も対象

【2年目】

要件		1人当たり助成額		
所定労働時間の延長	賃金の増加	小規模企業事業主	中小企業事業主	大企業事業主
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	基本給を更に5%以上増加又は昇給、賞与若しくは退職金制度の適用			

7月度の税務スケジュール

内 容	期 限
6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 7月10日(木)
5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>	申告期限 } 納 期 限 } 7月31日(木)
所得税の予定納税額の納付(第1期分)	
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
法人・個人事業者の1月毎の期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の2月・8月・11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	
消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	
固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付	納 期 限 7月中で条例で制定

今月の名言録

素直は人間最良の徳性。
素直が人を強く聡明にする。
悩むべきときには悩めばいい。
迷うときにはおおいに迷え。
そのときその場を素直に生きよう。



素直に生きること。それが人の心を豊かにし、人生を充実させる最良の徳であると思います。素直であれば、能力に乏しくとも、人間はまっすぐに伸びていけます。素直さは人を聡明に、また強くするからです。

素直であれば、物事の実相がおのずと見えてきて、それに基づいて、いま何をなすべきか、何をなすべきでないのかもわかってきます。逆に、自分の利害や感情知識や先入観にとらわれたとき、物事をありのままに見る素直な心の発露が阻害されてしまう。素直さを失ったとき、それが逆境のときであれば人は卑屈になり、順境のときであればうぬぼれや傲慢を生むのです。

「雨の日には雨の中を、風の日には風の中を」——相田みつをさんの言葉です。悩み、迷うべきときは、人はおおいに悩み、迷えばいい。そのときその場の状態や境涯に応じて、そのときその場の心によって、一つひとつ素直に生きていくこと。それが人をいちばん遠く高くまで運ぶ。私はそう信じています。

素直な自分の心は、みずからそのときその場の進むべき方向、やり方を気づかせてくれます。
外なる刺激と内なる欲求を最大に生かせます。

(「賢い人ほど失敗する」高原慶一朗著 PHP研究所刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願いいたします。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

